

公の施設の指定管理者制度について

改正の内容(地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により制度化)

(改正前) 管理委託制度

○公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定



(改正後) 指定管理者制度

○公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放する。

- 具体的には、
- (1) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
 - (2) 施設管理における費用対効果の向上
 - (3) 管理主体の選定手続きの透明化

公の施設の指定管理者制度について

① 条例の制定(第244条の2第3項・第4項)

公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項

- ・指定の手續(申請、選定、事業計画の提出等)
- ・管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件)
- ・業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、使用許可)

② 指定の方法(第244条の2第5項・第6項)

①の条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定。

③ 利用料金制(第244条の2第8項・第9項)

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

④ 事業報告書の提出(第244条の2第7項)

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。

これにより、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握。

⑤ 地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令(第244条の2第10項・第11項)

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。

指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

第3WG 評価コメント

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

事業番号3-1 施設関係独立行政法人

(国立青少年教育振興機構・教員研修センター・国立女性教育会館)

- 高コスト体質(人件費等)を大きく改善。ボランティア活用、自己収入アップ大幅アップに。税金を多く取ることを考えず、コストをかけずにどう付加価値を大きくするか考えよ。
- 官庁OB・役員、現役出向は全員なくす。人件費を大幅削減すべき。
- 国よりも地方が進んでいる。国の先導的役割もない。
- 国民生活に波及効果が見えない。アンケートでは効果・成果の評価とはいえない。各宿泊研修が最終的に国民にどう還元されたのかが具体的、定量的に説明できなければ税金投入の対象とはならない。
- 教育振興と教育研修を統合し、宿泊は一箇所に統合。他は地方へ。
- 3施設とも地方公共団体が独自に行っている事業であり、なぜ国が中心となり行うのかが不明。毎年運営費交付金が流れているが、人件費割合が高く、自己収入比率を上げる努力が民間に比べ明確ではない。地方自治体を使い勝手の良い、独自に目標を設定して行える事業を国として後押しする方法を考えられないのか。
- 独立行政法人を通さないと行えない事業かどうかの見直しを行い、事業・役割を絞り込むべき。運営費交付金の使われ方の見直しを行うべき。加えて数値目標の導入も。
- 少年自然の家等は県で設置しているものもあるため、地方移管できるものは移管する。移管できないものは、施設の運営を民間に委託。
- 効果が不明。地方や民に比べて、施設運営、ソフト面での効率性の説得力が不明。
- あるべき本来の目的と、その成果を結ぶ具体的説得力にとぼしい。高級な管理者は不要。利用者の気持ちに沿った対応になっていない。
- 教員研修センターは宿泊型研修のためのものなので、その必要性は限定的(現に他の施設で研修している。)。国が施設を保有することは無駄で廃止すべき。
- 国立青年の家、国立少年の家は、廃止。地方あるいは民間の施設で代替可能。(ソフトだけ提供でも十分)
- 人件費はNPOとの比較の中で決めるべき。
- 青少年教育振興機構は、ハード・ソフトとも地方に任せる。教員研修センターもハード・ソフトは地方。女性会館はナショナルセンターとしての目的を明確にし、受益者負担を増すなどの経営努力を

説明できるようにする。

- NPOでできる。
- 質・量ともに国で実施する必要性・効果が乏しい。研修内容などソフト部分に国は集中すべき。
- 中央に集める必要はない。特に教員研修センターは地方に出て行く考えが大事。学校の中心的校長、教頭等を長期間中央に集める方が問題。青少年センターは地方の部分は不要ではないか。
- 教育研修は、自治体が責任を持って行うべき。国が定期的に研修を行う必要はない。
- 研修企画の部分のみ残し、地方施設を活用して実施。青少年教育振興機構、教員研修センターは廃止し、本省業務に吸収。
- 国立女性教育会館は、名称は必要だが、青少年総合センターの施設を半分にして移設。
- 女性教育会館については、施設のみ残し、運営はNPOへ。
- 女性教育の振興は自治体で行うべき。
- 女性教育は、宿泊等の一般利用料金の民間水準へ引き上げ。

WGの評価結果

施設関係独立行政法人

国立青少年教育振興機構

自治体・民間へ移管

(廃止1名 自治体/民間7名 予算要求縮減:a半額3名 b1/3程度縮減3名)

教員研修センター

自治体・民間へ移管

(廃止3名 自治体/民間6名 予算要求縮減:a半額3名 b1/3程度縮減2名)

国立女性教育会館

予算要求の縮減

(廃止1名 施設の廃止 1名 自治体/民間4名
予算要求縮減:a半額3名 b1/3程度縮減3名)

とりまとめコメント

国立青少年教育振興機構、教員研修センターについては、自治体・民間へ移管、特に青少年交流の家、自然の家については、国の事業としては廃止すべき、国立女性教育会館は、コスト削減、人件費の削減および自己収入の拡大努力をすべきとして大幅に予算を削減する、というのが第三ワーキンググループの総論である。

事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成22年度予算における対応状況

(単位：百万円)

| 項 目 名 | 要求額 | 事業仕分けの結果 | 国民から寄せられた意見 | 予算における対応 | |
|-------------------|--------|--|---|--|-------|
| | | | | | 予算額 |
| 独立行政法人国立青少年教育振興機構 | 10,495 | <p>【評価結果】 自治体・民間へ移管</p> <p>【主な理由・コメント】</p> <p>○自治体・民間へ移管、特に青少年交流の家、青少年自然の家については国の事業として廃止すべき。</p> <p>○地方公共団体が独自で行っている事業であり、なぜ国が中心となり行うかが不明。</p> | <p>○約300件の意見。</p> <p>○そのうち、<u>事業仕分けの結果に賛成する意見は概ね2割</u>（そのうち教員研修センター、国立女性教育会館を含めた3つの独立行政法人への共通意見が約半数）であり、例えば「国の財政は危機的状況にあり、国で実施する必要はない」、「地方や民間の意見を取り入れ、時間をかけて徐々に移管していく方がよい」、「各自治体で地域の実情に合わせてやればよい」といった意見。</p> <p>○<u>事業仕分けの結果に反対する意見は概ね8割</u>であり、例えば「子ども達の成長にかかる体験活動の場として、国立施設が必要である」、「施設規模が大きく自治体では管理運営ができない」、「国立施設では非常に良く整備された質の高いプログラムが行われており、自治体等へ移管されれば質の保証されるか心配」といった意見。</p> | ○事業仕分けの結果や頂いた御意見を踏まえ、引き続き青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、青少年交流の家、青少年自然の家について、諸条件が整ったところから順次自治体等への移管準備に着手して参ります。 | 9,987 |

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

- (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

独立行政法人整理合理化計画（抜粋）

（平成19年12月24日閣議決定）

国立青少年教育振興機構

運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

- 青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。
- 青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。
- その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。

独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針 別表（抜粋）（平成22年12月7日閣議決定）

| | |
|-------|-------------|
| 文部科学省 | 国立青少年教育振興機構 |
|-------|-------------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 |
|-------|-----------|-----------------------------|----------|---|
| 01 | 青少年教育事業 | 国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等 | 22年度から実施 | 自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。 |
| | | 国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し | 22年度から実施 | 国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。 |
| 02 | 子どもゆめ基金事業 | 子どもゆめ基金の国庫返納 | 22年度中に実施 | 子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。 |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 | | 実施時期 | 具体的内容 | |
|--------|-----------|---------|----------|--------------------------|
| 03 | 不要資産の国庫返納 | 子どもゆめ基金 | 22年度中に実施 | 子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。 |